

久住高原居宅介護支援センターのご案内

(令和 5 年 5 月 1 日現在)

1. 居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称 : 社会医療法人社団 大久保病院

代表者氏名 : 理事長 大久保 彰子

本社所在地 : 大分県竹田市久住町大字栢木 6026-2

(連絡先部署名) 事務

(電話・ファックス番号) 0974-64-7777 0974-64-2247

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

①事業所の所在地等

事業所名称 : 久住高原居宅介護支援センター

介護保険事業者番号 : 4472700048

事業所所在地 : 大分県竹田市久住町大字栢木 5834

連絡先 : 電話 0974-64-7707 ・ 携帯 090-4350-7173

FAX 0974-77-2267

相談担当者名 : 渡邊 恵美

事業所の通常事業実施地域 : 竹田市・豊後大野市

②事業の目的および運営方針

I. 事業の目的

社会医療法人社団大久保病院が開設する久住高原居宅介護支援センター（以下「センター」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの介護支援専門員（以下「専門員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援事業を提供することを目的とします。

II. 運営方針

センターの専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、また、心身の状況、環境等を踏まえて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。事業の実施にあたっては、市町村、在宅介護支援センター、他の事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

③施設の職員体制

職員の職種	人数	常勤	非常勤	保有資格
管理者(兼介護支援専門員)	1名	1		介護福祉士
介護支援専門員	2名	1	1	准看護師, 介護福祉士
事務職員等	1名	1		

(2) 営業時間

午前8時20分から午後5時00分。土曜日は8時20分から12時まで。

(3) 営業しない日

3. 居宅介護支援の内容、利用料・その他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	1ヵ月あたりの料金	その他の料金	1ヵ月あたりの利用料(介護保険適用の場合は利用者負担)
①居宅サービス計画の作成	別紙1に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	(基本料金)	◎初回加算 3000円	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。(全額介護保険により負担されます。)
②居宅サービス事業者との連絡調整			◎要介護1・2 10,760円	(加算)	
③サービス実施状況把握、評価			◎要介護3～5 13,980円	◎入院時情報連携加算 I…2,500円 II…2,000円	
④利用者状況の把握			◎特定事業所加算 I…5050円 II…4070円 III…3090円 A…1000円	◎退院・退所加算 ・カンファレンス 無 1回…4,500円 2回…6,000円 ・カンファレンス参加有 1回…6,000円 2回…7,500円 3回…9,000円	
⑤給付管理				◎通院時情報連携加算 1回/月…500円	
⑥要介護(支援)認定申請に対する協力、援助				◎複合型サービス事業所連携加算 3,000円	
⑦相談業務				◎緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円 ◎ターミナルケアマネジメント加算 4,000円	

4 その他の費用について

交通費：利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求致します。

5 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安として、利用者の要介護(支援)認定有効期間中、概ね1月に1回程度。

※ここに記載する訪問頻度のめやす回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

6 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

I. 利用料、その他の費用の請求

ア) 利用料、その他の費用は利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、利用の合った月の合計金額により請求いたします。

イ) 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月末日までに利用者あてにお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。

II. 利用料、その他の費用の支払い

ア) 利用者負担のある支援業務提供の都度お渡しする利用者の控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

- ① 事業者指定口座への振り込み
- ② 利用者指定口座からの自動振替
- ③ 現金支払い

イ) お支払いを確認しましたら、事業所より領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

7 公正中立なケアマネジメントの確保について

事業者は、利用者やその家族に対して、居宅サービス計画書（ケアプラン）に位置付ける居宅サービス事業所について、複数のサービス提供事業所の紹介を求める事ができ、その求めに応じて説明する事ができます。

8 医療機関との連携について

ア) 入退院した場合は、必ず担当の介護支援専門員の名前を入院先の職員へ伝えて下さい。

イ) 必要に応じて、かかりつけ医師や歯科医師の意見をもらいます。その場合、居宅サービス計画書（ケアプラン）を医師へ渡します。

ウ) 口腔や服薬の状況について、かかりつけ医師、歯科医師、薬剤師と連絡を取る事があります。

9 高齢者虐待防止について

利用者等の人権の擁護。虐待防止などのための必要な措置について

ア) 研修などを通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

イ) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

ウ) 従業者が支援にあつての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10 暴力団関係者の排除について

指定居宅介護支援事業所の運営について

大分県暴力団排除条例により、暴力団関係者の支配を受けないように運営にあたります。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

I. 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用をする者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正統な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了したあとも継続します。

II. 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

情報開示につきまして当事業所は、お客様の求めに従って、お客様ご自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。遠慮無くお尋ね下さい。ただし、ご本人あるいは身元引

受人でない方（他のご家族様等）からのご請求につきましては、当時業所所定の書面によりご本人様のご了解を得てからの情報提供になります。あらかじめご了承ください。

12 介護支援業務に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 大分県竹田市久住町大字栢木 5834 電話番号 0974-64-7707 FAX 番号 0974-77-2267 担当者 渡邊 恵美
【市町村の窓口】 (竹田市役所高齢者福祉課介護保険係)	電話番号 0974-63-1111
【公的団体の窓口】 大分県国民健康保険連合会	電話番号 097 - 534-8470

13 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

事業者 所在地 大分県竹田市久住町大字栢木 5834
事業所名 久住高原居宅介護支援センター

説明者 _____ 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

家族又は代理人 氏 名 _____ 印